

作業員及び除雪機械の常駐（備）期間

1 令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

(1) 作業員の常駐日（期間）

令和8年12月1日から令和9年3月19日（の内 86日間）

（ただし、令和8年12月29日から令和9年1月3日、土曜日及び祝日は、常駐しない。）

常駐を要しない日

令和8年

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

常駐日 24日間

令和9年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

常駐日 23日間

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

常駐日 22日間

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

常駐日 17日間

(2) 除雪機械の常備期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日の内

トラクタショベル(1.6㎡以上)	3台	常備期間 令和8年12月1日～令和9年3月31日まで (令和8年12月29日～令和9年1月3日を除く。) 常備日数 28日+28日+28日+31日 = 115日
道路作業車	1台	
ホイールローダ	1台	
ブルドーザー	1台	
除雪グレーダ	1台	
ロータリー除雪車	1台	
ダンプトラック	2台	

2 令和8年12月29日から令和9年1月3日までの間は、作業員及び除雪機械の常駐（備）はしない。